

令和5年6月9日招集

第2回見附市議会定例会提出議件

見 附 市

市長提出議件

- | | |
|----------|---|
| 議第 3 2 号 | 専決処分について（見附市税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 議第 3 3 号 | 専決処分について（見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 議第 3 4 号 | 専決処分について（見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 議第 3 5 号 | 専決処分について（令和 4 年度見附市一般会計補正予算（第 9 号）） |
| 議第 3 6 号 | 専決処分について（令和 4 年度見附市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）） |
| 議第 3 7 号 | 専決処分について（令和 5 年度見附市一般会計補正予算（第 1 号）） |
| 議第 3 8 号 | 専決処分について（令和 5 年度見附市一般会計補正予算（第 2 号）） |
| 議第 3 9 号 | 見附市子どもの居場所条例の制定について |
| 議第 4 0 号 | 見附市犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 議第 4 1 号 | 見附市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 4 2 号 | 見附市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 4 3 号 | 令和 5 年度見附市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 議第 4 4 号 | 工事請負契約の変更について |
| 議第 4 5 号 | 財産の取得について |
| 議第 4 6 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 議第 4 7 号 | 農業委員会委員の任命について |

議第 4 8 号	農業委員会委員の任命について
議第 4 9 号	農業委員会委員の任命について
議第 5 0 号	農業委員会委員の任命について
議第 5 1 号	農業委員会委員の任命について
議第 5 2 号	農業委員会委員の任命について
議第 5 3 号	農業委員会委員の任命について
議第 5 4 号	農業委員会委員の任命について
議第 5 5 号	農業委員会委員の任命について
議第 5 6 号	農業委員会委員の任命について
議第 5 7 号	農業委員会委員の任命について

議第32号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、見附市税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和5年6月9日提出

見附市長 稲田 亮

専決第2号

見附市税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月31日専決

見附市長 稲田 亮

見附市税条例の一部を改正する条例

見附市税条例（昭和36年見附市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第22条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第25条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条

の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第27条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第30条第2項中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第33条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第35条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第36条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第36条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第36条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第36条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤

納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第37条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第38条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第70条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第87条第1項及び第5項並びに第90条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第7条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第9条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則

第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項を削り、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第9条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第14条の2を削る。

附則第14条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第14条の2とする。

附則第14条の6第3項を削る。

附則第15条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第15条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第70条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の見附市税条例（以下「新条例」という。）附則第15条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第22条の9第2項並びに第27条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第30条、第33条、第36条、第36条の2及び第36条の6の改正規定並びに附則第14条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第15条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第15条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第25条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の見附市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第25条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けべき見附市税条例第25条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資

産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第70条第1号エ及び附則第15条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の見附市税条例附則第14条の2及び第14条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第14条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第15条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第33号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和5年6月9日提出

見附市長 稲田 亮

専決第3号

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月31日専決

見附市長 稲田 亮

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例

見附市都市計画税条例（昭和53年見附市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第16項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の見附市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議第34号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和5年6月9日提出

見附市長 稲田 亮

専決第4号

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月31日専決

見附市長 稲田 亮

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

見附市国民健康保険税条例（昭和34年見附市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第14条第9項中「第24条の3」を「第24条の3第1項」に、「日を同項」を「日を第1項」に改める。

第24条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第24条の3第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第24条第1項」を「第24条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「及び第24条第1項」を「第24条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の見附市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第35号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度見附市一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和5年6月9日提出

見附市長 稲田 亮

専決第 5 号

令和 4 年度 見附市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年度見附市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 38,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,183,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 3 月 31 日専決

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	市税	5,061,800	△255,000	4,806,800
	1 市民税	2,253,500	△255,000	1,998,500
2	地方譲与税	159,100	△5,085	154,015
	1 地方揮発油譲与税	37,300	△368	36,932
	2 自動車重量譲与税	114,500	△3,953	110,547
	3 森林環境譲与税	7,300	△764	6,536
3	利子割交付金	3,800	△2,351	1,449
	1 利子割交付金	3,800	△2,351	1,449
4	配当割交付金	16,300	4,649	20,949
	1 配当割交付金	16,300	4,649	20,949
5	株式等譲渡所得割交付金	17,600	△3,016	14,584
	1 株式等譲渡所得割交付金	17,600	△3,016	14,584
6	法人事業税交付金	116,800	△27,431	89,369
	1 法人事業税交付金	116,800	△27,431	89,369
7	地方消費税交付金	887,500	79,580	967,080
	1 地方消費税交付金	887,500	79,580	967,080
8	環境性能割交付金	29,500	△18,375	11,125
	1 環境性能割交付金	29,500	△18,375	11,125
9	地方特例交付金	40,500	6,098	46,598
	1 地方特例交付金	26,000	17,465	43,465
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	14,500	△11,367	3,133
10	地方交付税	4,359,258	359,048	4,718,306
	1 地方交付税	4,359,258	359,048	4,718,306
11	交通安全対策特別交付金	4,900	△1,057	3,843
	1 交通安全対策特別交付金	4,900	△1,057	3,843
18	繰入金	1,241,932	△175,060	1,066,872
	1 特別会計繰入金	61,300	△38,000	23,300
	2 基金繰入金	1,180,632	△137,060	1,043,572
	歳 入 合 計	19,221,000	△38,000	19,183,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	2,933,688	△38,000	2,895,688
	1 総務管理費	2,520,519	△38,000	2,482,519
	歳 出 合 計	19,221,000	△38,000	19,183,000

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	3 都市計画費	見附駅周辺整備事業	千円 170,150	見附駅周辺整備事業	千円 194,550

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	5,061,800	△255,000	4,806,800
2 地方譲与税	159,100	△5,085	154,015
3 利子割交付金	3,800	△2,351	1,449
4 配当割交付金	16,300	4,649	20,949
5 株式等譲渡所得割交付金	17,600	△3,016	14,584
6 法人事業税交付金	116,800	△27,431	89,369
7 地方消費税交付金	887,500	79,580	967,080
8 環境性能割交付金	29,500	△18,375	11,125
9 地方特例交付金	40,500	6,098	46,598
10 地方交付税	4,359,258	359,048	4,718,306
11 交通安全対策特別交付金	4,900	△1,057	3,843
18 繰入金	1,241,932	△175,060	1,066,872
歳入合計	19,221,000	△38,000	19,183,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	2,933,688	△38,000	2,895,688
歳 出 合 計	19,221,000	△38,000	19,183,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
		△38,000	0
0	0	△38,000	0

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
1		市税	5,061,800	△ 255,000	4,806,800
	1	市民税	2,253,500	△ 255,000	1,998,500
	2	法人	649,200	△ 255,000	394,200
2		地方譲与税	159,100	△ 5,085	154,015
	1	地方揮発油譲与税	37,300	△ 368	36,932
		1 地方揮発油譲与税	37,300	△ 368	36,932
	2	自動車重量譲与税	114,500	△ 3,953	110,547
		1 自動車重量譲与税	114,500	△ 3,953	110,547
	3	森林環境譲与税	7,300	△ 764	6,536
		1 森林環境譲与税	7,300	△ 764	6,536
3		利子割交付金	3,800	△ 2,351	1,449
	1	利子割交付金	3,800	△ 2,351	1,449
		1 利子割交付金	3,800	△ 2,351	1,449
4		配当割交付金	16,300	4,649	20,949
	1	配当割交付金	16,300	4,649	20,949
		1 配当割交付金	16,300	4,649	20,949
5		株式等譲渡所得割交付金	17,600	△ 3,016	14,584
	1	株式等譲渡所得割交付金	17,600	△ 3,016	14,584
		1 株式等譲渡所得割交付金	17,600	△ 3,016	14,584
6		法人事業税交付金	116,800	△ 27,431	89,369
	1	法人事業税交付金	116,800	△ 27,431	89,369
		1 法人事業税交付金	116,800	△ 27,431	89,369
7		地方消費税交付金	887,500	79,580	967,080
	1	地方消費税交付金	887,500	79,580	967,080
		1 地方消費税交付金	887,500	79,580	967,080
8		環境性能割交付金	29,500	△ 18,375	11,125

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	△ 255,000	1 現年度分	△ 255,000
1 地方揮発油譲与税	△ 368	1 地方揮発油譲与税	△ 368
1 自動車重量譲与税	△ 3,953	1 自動車重量譲与税	△ 3,953
1 森林環境譲与税	△ 764	1 森林環境譲与税	△ 764
1 利子割交付金	△ 2,351	1 利子割交付金	△ 2,351
1 配当割交付金	4,649	1 配当割交付金	4,649
1 株式等譲渡所得割交付金	△ 3,016	1 株式等譲渡所得割交付金	△ 3,016
1 法人事業税交付金	△ 27,431	1 法人事業税交付金	△ 27,431
1 地方消費税交付金	79,580	1 地方消費税交付金 (一般財源分) 2 地方消費税交付金 (社会保障財源分)	13,906 65,674

1 款 市税 2 款 地方譲与税 3 款 利子割交付金 4 款 配当割交付金 5 款 株式等譲渡所得割交付金
6 款 法人事業税交付金 7 款 地方消費税交付金 8 款 環境性能割交付金

(款) 8 環境性能割交付金
(項) 1 環境性能割交付金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	1	環境性能割交付金	29,500	△ 18,375	11,125
	1	環境性能割交付金	29,500	△ 18,375	11,125
9		地方特例交付金	40,500	6,098	46,598
	1	地方特例交付金	26,000	17,465	43,465
		1 地方特例交付金	26,000	17,465	43,465
	2	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	14,500	△ 11,367	3,133
	1	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	14,500	△ 11,367	3,133
10		地方交付税	4,359,258	359,048	4,718,306
	1	地方交付税	4,359,258	359,048	4,718,306
		1 地方交付税	4,359,258	359,048	4,718,306
11		交通安全対策特別交付金	4,900	△ 1,057	3,843
	1	交通安全対策特別交付金	4,900	△ 1,057	3,843
		1 交通安全対策特別交付金	4,900	△ 1,057	3,843
18		繰入金	1,241,932	△ 175,060	1,066,872
	1	特別会計繰入金	61,300	△ 38,000	23,300
		1 宅地造成事業特別会計繰入金	61,300	△ 38,000	23,300
	2	基金繰入金	1,180,632	△ 137,060	1,043,572
		1 財政調整基金繰入金	745,968	△ 137,060	608,908

(一般会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	環境性能割交付金		△ 18,375	1 環境性能割交付金 △ 18,375
1	地方特例交付金		17,465	1 地方特例交付金 17,465
1	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金		△ 11,367	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 △ 11,367
1	地方交付税		359,048	1 普通交付税 328,241 2 特別交付税 30,807
1	交通安全対策特別交付金		△ 1,057	1 交通安全対策特別交付金 △ 1,057
1	宅地造成事業特別会計繰入金		△ 38,000	1 宅地造成事業特別会計繰入金 △ 38,000
1	財政調整基金繰入金		△ 137,060	1 財政調整基金繰入金 △ 137,060

8 款 環境性能割交付金 9 款 地方特例交付金 10 款 地方交付税 11 款 交通安全対策特別交付金
18 款 繰入金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	2,933,688	△ 38,000	2,895,688	△ 38,000	
	1	総務管理費	2,520,519	△ 38,000	2,482,519	△ 38,000	
	3	財政会計管理費	548,711	△ 38,000	510,711	その他 △ 38,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積立金	△ 38,000	1 財政調整基金 積立金	△ 38,000 △ 38,000

2 款 総務費

議第36号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度見附市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和5年6月9日提出

見附市長 稲田 亮

専決第6号

令和4年度 見附市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度見附市の宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	事業収入	83,000	△38,000	45,000
	1 財産売払収入	83,000	△38,000	45,000
	歳 入 合 計	83,000	△38,000	45,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	諸支出金	61,300	△38,000	23,300
	1 繰出金	61,300	△38,000	23,300
	歳 出 合 計	83,000	△38,000	45,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	83,000	△38,000	45,000
歳入合計	83,000	△38,000	45,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金	61,300	△38,000	23,300
歳 出 合 計	83,000	△38,000	45,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
			△38,000
0	0	0	△38,000

2 歳 入

(款) 1 事業収入
(項) 1 財産売払収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		事業収入	83,000	△ 38,000	45,000
	1	財産売払収入	83,000	△ 38,000	45,000
		1 不動産売払収入	83,000	△ 38,000	45,000

(宅地造成事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 不動産売払収入	△ 38,000	1 土地売払収入	△ 38,000

1 款 事業収入

3 歳 出

(款) 3 諸支出金
(項) 1 繰出金

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		諸支出金	61,300	△ 38,000	23,300		△ 38,000
	1	繰出金	61,300	△ 38,000	23,300		△ 38,000
		1 一般会計繰出金	61,300	△ 38,000	23,300		△ 38,000

(宅地造成事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
27 繰出金	△ 38,000	1 一般会計繰出金 繰出金	△ 38,000 △ 38,000

3款 諸支出金

議第37号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度見附市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和5年6月9日提出

見附市長 稲田 亮

専決第7号

令和5年度 見附市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度見附市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,457,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月1日専決

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	2,534,691	37,000	2,571,691
	1 国庫負担金	1,628,220	10,000	1,638,220
	2 国庫補助金	897,041	27,000	924,041
	歳 入 合 計	17,420,000	37,000	17,457,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	2,009,719	7,920	2,017,639
	3 戸籍住民基本台帳費	88,825	7,920	96,745
4	衛生費	1,691,707	29,080	1,720,787
	1 保健衛生費	1,044,198	29,080	1,073,278
	歳 出 合 計	17,420,000	37,000	17,457,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	2,534,691	37,000	2,571,691
歳入合計	17,420,000	37,000	17,457,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
7,920			0
29,080			0
37,000	0	0	0

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,534,691	37,000	2,571,691
	1	国庫負担金	1,628,220	10,000	1,638,220
		2 衛生費国庫負担金	650	10,000	10,650
	2	国庫補助金	897,041	27,000	924,041
		1 総務費国庫補助金	55,855	7,920	63,775
		3 衛生費国庫補助金	14,495	19,080	33,575

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	10,000	1 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	10,000
1 総務管理費補助金	7,920	1 個人番号カード交付事務費補助金	7,920
1 保健衛生費補助金	19,080	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	19,080

1 4 款 国庫支出金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 3 戸籍住民基本台帳費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	2,009,719	7,920	2,017,639	7,920	
	3	戸籍住民基本台帳費	88,825	7,920	96,745	7,920	
		1 戸籍住民基本台帳費	88,825	7,920	96,745	国庫支出金 7,920	
4		衛生費	1,691,707	29,080	1,720,787	29,080	
	1	保健衛生費	1,044,198	29,080	1,073,278	29,080	
		3 予防費	123,259	29,080	152,339	国庫支出金 29,080	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	7,920	1 戸籍住民基本台帳費一般経費 7,920 委託料 7,920 マイナンバーカード交付事務委託料 7,920
1 報酬	1,425	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業 27,580 委員報酬 21
3 職員手当等	1,872	予防接種健康被害調査委員会委員報酬 21
4 共済費	276	会計年度任用職員報酬 1,404 会計年度任用職員手当 372
7 報償費	3,941	会計年度任用職員共済組合負担金 99 社会保険料 177 社会保険料 145
8 旅費	32	雇用保険料 32
10 需用費	700	報償費 3,941 小児接種協力謝金 825 個別接種協力謝金 3,116
11 役務費	4,685	費用弁償 12 委員費用弁償 12
12 委託料	14,398	会計年度任用職員費用弁償 20 光熱水費 700
13 使用料及び賃借料	1,301	電気料 350 ガス上下水道使用料 350
18 負担金補助及び交付金	450	通信運搬費 4,685 電話料 25 郵便料 4,630 通信回線料 30 委託料 14,398 ワクチン接種委託料 10,000 予約受付業務委託料 1,398 印刷封入封緘業務委託料 3,000 使用料 476 予約システム使用料 476 賃借料 825 ディープフリーザー用蓄電池賃借料 825 交付金 450 健康被害救済制度給付金 450
		2 職員給与費（新型コロナ関連） 1,500 職員手当 1,500

2 款 総務費 4 款 衛生費

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分	職員数	給 与 費								共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (月 分)	調 整 手 当	寒 冷 地 当 手	そ の 他 の 手 当	計					
	人	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円		
補 正 後	長 等	3		24,225	(3.30)	7,661		229		32,115	6,599	38,714	
	議 員	17	60,948		(3.30)	18,983				79,931	18,857	98,788	
	そ の 他 の 特 別 職	975	53,613							53,613		53,613	
	計	995	114,561	24,225		26,644		229		165,659	25,456	191,115	
補 正 前	長 等	3		24,225	(3.30)	7,661		229		32,115	6,599	38,714	
	議 員	17	60,948		(3.30)	18,983				79,931	18,857	98,788	
	そ の 他 の 特 別 職	972	53,592							53,592		53,592	
	計	992	114,540	24,225		26,644		229		165,638	25,456	191,094	
比 較	長 等												
	議 員												
	そ の 他 の 特 別 職	3	21							21		21	
	計	3	21							21		21	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(345) 302	千円 446,690	千円 1,137,461	千円 731,884	千円 2,316,035	千円 450,038	千円 2,766,073	
補正前	(343) 302	千円 445,286	千円 1,137,461	千円 730,012	千円 2,312,759	千円 449,762	千円 2,762,521	
比 較	(2) 0	千円 1,404	千円 0	千円 1,872	千円 3,276	千円 276	千円 3,552	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当の内訳	区分	時間外勤務	休日勤務	期 末
		千円	千円	千円
	補 正 後	120,351	17,128	293,367
	補 正 前	119,301	16,678	292,995
比 較	1,050	450	372	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(11) 302	千円 0	千円 1,137,461	千円 684,585	千円 1,822,046	千円 373,711	千円 2,195,757	
補正前	(11) 302	千円 0	千円 1,137,461	千円 683,085	千円 1,820,546	千円 373,711	千円 2,194,257	
比 較	(0) 0	千円 0	千円 0	千円 1,500	千円 1,500	千円 0	千円 1,500	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当の内訳	区分	時間外勤務	休日勤務
		千円	千円
	補 正 後	120,351	17,128
	補 正 前	119,301	16,678
比 較	1,050	450	

イ. 会計年度任用職員

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(334) 0	千円 446,690	千円 0	千円 47,299	千円 493,989	千円 76,327	千円 570,316	
補正前	(332) 0	千円 445,286	千円 0	千円 46,927	千円 492,213	千円 76,051	千円 568,264	
比 較	(2) 0	千円 1,404	千円 0	千円 372	千円 1,776	千円 276	千円 2,052	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当の内訳	区分	期 末
		千円
	補 正 後	47,299
	補 正 前	46,927
比 較	372	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
	千円		千円	
職員手当	1,872	その他の増分	1,872	その他増分 1,872

議第38号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度見附市一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和5年6月9日提出

見附市長 稲田 亮

専決第 8 号

令和 5 年度 見附市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度見附市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,495,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 4 月 21 日専決

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	2,571,691	38,000	2,609,691
	2 国庫補助金	924,041	38,000	962,041
	歳 入 合 計	17,457,000	38,000	17,495,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	民生費	6,629,010	38,000	6,667,010
	1 社会福祉費	3,036,487	38,000	3,074,487
	歳 出 合 計	17,457,000	38,000	17,495,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	2,571,691	38,000	2,609,691
歳入合計	17,457,000	38,000	17,495,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	6,629,010	38,000	6,667,010
歳 出 合 計	17,457,000	38,000	17,495,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
38,000			0
38,000	0	0	0

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,571,691	38,000	2,609,691
	2	国庫補助金	924,041	38,000	962,041
	2	民生費国庫補助金	517,395	38,000	555,395

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費補助金	38,000	1 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（ひとり親世帯分） 19,800 2 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（その他世帯分） 18,200

1 4 款 国庫支出金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
			6,629,010	38,000	6,667,010	38,000	
	1	社会福祉費	3,036,487	38,000	3,074,487	38,000	
		5 子育て世帯生活支援特別給付金事業費		38,000	38,000	国庫支出金 38,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	280	1 職員給与費（新型コロナ関連） 職員手当 280
10 需用費	490	
11 役務費	580	2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分） 19,700
12 委託料	1,150	消耗品費 50 印刷製本費 150 通信運搬費 50 郵便料 50 手数料 50 口座振込手数料 50 委託料 400 システム改修委託料 400 交付金 19,000 子育て世帯生活支援特別給付金 19,000
18 負担金補助 及び交付金	35,500	3 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分） 18,020 消耗品費 210 印刷製本費 80 通信運搬費 420 郵便料 420 手数料 60 口座振込手数料 60 委託料 750 システム改修委託料 750 交付金 16,500 子育て世帯生活支援特別給付金 16,500

3款 民生費

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(345) 302人	千円 446,690	千円 1,137,461	千円 732,164	千円 2,316,315	千円 450,038	千円 2,766,353	
補正前	(345) 302	446,690	1,137,461	731,884	2,316,035	450,038	2,766,073	
比較	(0) 0	0	0	280	280	0	280	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当の内訳	区分	時間外勤務 千円
	補正後	120,631
	補正前	120,351
	比較	280

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(11) 302人	千円 0	千円 1,137,461	千円 684,865	千円 1,822,326	千円 373,711	千円 2,196,037	
補正前	(11) 302	0	1,137,461	684,585	1,822,046	373,711	2,195,757	
比較	(0) 0	0	0	280	280	0	280	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当の内訳	区分	時間外勤務 千円
	補正後	120,631
	補正前	120,351
	比較	280

イ. 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(334) 0人	千円 446,690	千円 0	千円 47,299	千円 493,989	千円 76,327	千円 570,316	
補正前	(334) 0	446,690	0	47,299	493,989	76,327	570,316	
比較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	千円 280	千円 280	千円 280 その他増分	

議案 39 号

見附市子どもの居場所条例の制定について

見附市子どもの居場所条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 9 日提出

見附市長 稲 田 亮

見附市子どもの居場所条例

(目的及び設置)

第 1 条 子どもが遊びや学びなどを通して交流したり安心して過ごしたりできる居場所を提供することにより、子どもの自発性を育むことを目的として、見附市子どもの居場所（以下「子どもの居場所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 子どもの居場所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 見附市子どもの居場所

位置 見附市学校町 2 丁目 1 番 4 号

(事業)

第 3 条 子どもの居場所は、次に掲げる事業を行う。

(1) 子ども（主に小学校高学年の児童。以下この条において同じ。）の遊びや学びの場としての居場所の提供に関する事

(2) 子どもの遊びや学びの支援に関する事

(3) 子どもの遊びや学びの場づくりに関する情報の収集及び提供に関する事

(4) その他市長が必要と認めた事業

(開館時間等)

第 4 条 子どもの居場所の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用者)

第 5 条 子どもの居場所を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 18歳未満の者及びその保護者。ただし、小学校就学前の児童が利用するときは、原則として保護者が同伴するものとする。

(2) その他市長が適当と認めた者

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を制限することができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる者

(3) 伝染性疾病があると認められる者

(4) 条例第1条の目的に反するおそれがあると認められる者

(5) 前4号のほか、管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第7条 利用者が施設又は設備の利用を終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。前条の規定による利用の制限を受けたときも同様とする。

(損害賠償)

第8条 故意又は過失により子どもの居場所の施設又は設備、器具等を損傷又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第9条 子どもの居場所の使用料は、無料とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議第40号

見附市犯罪被害者等支援条例の制定について

見附市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月9日提出

見附市長 稲田 亮

見附市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う団体をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

- (6) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解による心ない言動、インターネットを通じた誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、二次被害又は再被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等のプライバシー及び個人情報の取扱いに配慮し、適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害等が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害等が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他犯罪等による被害に関し、事業者に求められる手続等について十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第9条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援及び配慮)

第10条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いへの配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する市営住宅の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動に努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第14条 市は、専門的な知識及び経験を活用して活動を行う民間支援団体に対して、その活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第15条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動及び教育活動等を行うものとする。

(意見の反映)

第16条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援の制限)

第17条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 4 1 号

見附市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

見附市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

見附市長 稲 田 亮

見附市印鑑条例の一部を改正する条例

見附市印鑑条例（昭和 5 4 年見附市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 2 中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。）」を「次の各号のいずれかに掲げるもの」に改め、「暗証番号」の次に「その他必要な事項」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたもの）
- (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたもの）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第42号

見附市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

見附市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月9日提出

見附市長 稲田 亮

見附市火災予防条例の一部を改正する条例

見附市火災予防条例（昭和37年見附市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「日本産業規格」の次に「(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の見附市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第43号

令和5年度 見附市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度見附市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,715,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月9日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14	国庫支出金	2,609,691	199,368	2,809,059
	2 国庫補助金	962,041	199,368	1,161,409
18	繰入金	1,049,898	1,300	1,051,198
	2 基金繰入金	988,598	1,300	989,898
19	繰越金	50,000	17,016	67,016
	1 繰越金	50,000	17,016	67,016
20	諸収入	199,602	2,316	201,918
	4 雑入	139,258	2,316	141,574
	歳 入 合 計	17,495,000	220,000	17,715,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	2,017,639	19,313	2,036,952
	1 総務管理費	1,681,679	19,313	1,700,992
3	民生費	6,667,010	128,153	6,795,163
	1 社会福祉費	3,074,487	109,300	3,183,787
	2 児童福祉費	3,324,562	16,116	3,340,678
	3 生活保護費	267,961	2,737	270,698
6	農林水産業費	499,010	1,300	500,310
	2 林業費	17,584	1,300	18,884
7	商工費	246,782	3,000	249,782
	1 商工費	246,782	3,000	249,782
10	教育費	1,555,181	68,234	1,623,415
	5 社会教育費	388,486	2,034	390,520
	6 保健体育費	385,144	66,200	451,344
	歳 出 合 計	17,495,000	220,000	17,715,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	2,609,691	199,368	2,809,059
18 繰入金	1,049,898	1,300	1,051,198
19 繰越金	50,000	17,016	67,016
20 諸収入	199,602	2,316	201,918
歳入合計	17,495,000	220,000	17,715,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	2,017,639	19,313	2,036,952
3 民生費	6,667,010	128,153	6,795,163
6 農林水産業費	499,010	1,300	500,310
7 商工費	246,782	3,000	249,782
10 教育費	1,555,181	68,234	1,623,415
歳 出 合 計	17,495,000	220,000	17,715,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 地方債	財 源 その他	一 般 財 源
		5,700	13,613
130,168		△3,384	1,369
		1,300	0
3,000			0
66,200			2,034
199,368	0	3,616	17,016

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,609,691	199,368	2,809,059
	2	国庫補助金	962,041	199,368	1,161,409
		1 総務費国庫補助金	63,775	198,000	261,775
		2 民生費国庫補助金	555,395	1,368	556,763
18		繰入金	1,049,898	1,300	1,051,198
	2	基金繰入金	988,598	1,300	989,898
		9 森林環境整備基金繰入金	11,900	1,300	13,200
19		繰越金	50,000	17,016	67,016
	1	繰越金	50,000	17,016	67,016
		1 繰越金	50,000	17,016	67,016
20		諸収入	199,602	2,316	201,918
	4	雑入	139,258	2,316	141,574
		4 雑入	138,846	2,316	141,162

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 地方創生臨時 交付金	198,000	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金	198,000
1 社会福祉費補 助金	1,368	1 生活困窮者自立支援事業補助金	1,368
1 森林環境整備 基金繰入金	1,300	1 森林環境整備基金繰入金	1,300
1 繰越金	17,016	1 前年度分	17,016
1 総務費雑入	5,700	1 (一財)自治総合センター助成金(まちづくり課) 2 (一財)地域創造助成金	5,000 700
2 民生費雑入	△ 3,384	1 公立保育園副食費	△ 3,384

14款 国庫支出金 18款 繰入金 19款 繰越金 20款 諸収入

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
2		総務費	2,017,639	19,313	2,036,952	5,700	13,613	
	1	総務管理費	1,681,679	19,313	1,700,992	5,700	13,613	
		13	文化ホール費	143,464	5,700	149,164	その他 5,700	
		15	諸費	6,263	13,613	19,876		13,613
3		民生費	6,667,010	128,153	6,795,163	126,784	1,369	
	1	社会福祉費	3,074,487	109,300	3,183,787	109,300		
		2	老人福祉費	1,392,973	6,000	1,398,973	国庫支出金 6,000	
		8	住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業費		103,300	103,300	国庫支出金 103,300	
	2	児童福祉費	3,324,562	16,116	3,340,678	16,116		
		1	児童福祉総務費	331,285	150	331,435	国庫支出金 150	
		2	児童措置費	2,195,178	14,532	2,209,710	国庫支出金 17,916	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	5,700	1 文化ホール施設管理費 助成金 (一財) 自治総合センター助成事業助成金 (一財) 地域創造助成金	5,700 5,700 5,000 700
22 償還金利子 及び割引料	13,613	1 過年度分国県支出金精算返納金 償還金 過年度分国県支出金精算返納金	13,613 13,613 13,613
18 負担金補助 及び交付金	6,000	1 介護・障害福祉施設等運営支援交付金(物価高騰関連) 交付金 介護・障害福祉施設等物価高騰支援交付金	6,000 6,000 6,000
1 報酬	500	1 住民税非課税世帯等緊急支援給付金給付事業 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員共済組合負担金 社会保険料等 社会保険料 雇用保険料 会計年度任用職員費用弁償 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 郵便料 委託料 システム改修委託料 賃借料 コピー機借上料 交付金 住民税非課税世帯等緊急支援給付金	103,000
3 職員手当等	300		500
4 共済費	78		30
8 旅費	13		48
10 需用費	564		43
11 役務費	1,095		5
12 委託料	1,500		13
13 使用料及び 賃借料	250		274
18 負担金補助 及び交付金	99,000		290
			1,095
			1,500
			250
			99,000
		99,000	
		2 職員給与費 職員手当	300 300
18 負担金補助 及び交付金	150	1 放課後児童健全育成事業(物価高騰関連) 補助金 放課後児童健全育成事業物価高騰対策補助金	150 150 150
10 需用費	128	1 私立保育園運営事業(物価高騰関連) 消耗品費 印刷製本費	4,350
11 役務費	10		44 40

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
						その他 △ 3,384	
	3	児童福祉施設費	126,745	1,434	128,179	国庫支出金 1,434	
	3	生活保護費	267,961	2,737	270,698	1,368	1,369
	1	生活保護総務費	45,319	2,737	48,056	国庫支出金 1,368	1,369
6		農林水産業費	499,010	1,300	500,310	1,300	
	2	林業費	17,584	1,300	18,884	1,300	
	2	治山林道費	7,078	1,300	8,378	その他 1,300	
7		商工費	246,782	3,000	249,782	3,000	
	1	商工費	246,782	3,000	249,782	3,000	
	2	商工業振興費	128,005	3,000	131,005	国庫支出金 3,000	
10		教育費	1,555,181	68,234	1,623,415	66,200	2,034
	5	社会教育費	388,486	2,034	390,520		2,034
	1	社会教育総務費	32,118	2,034	34,152		2,034

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	14,394	補助金	4,266
		私立保育園副食費等無償化事業補助金	3,516
		私立保育所物価高騰対策補助金	750
		2 認定こども園・小規模保育施設運営事業（物価高騰関連）	9,796
		消耗品費	44
		補助金	9,752
		認定こども園・小規模保育施設副食費等無償化事業補助金	7,652
		認定こども園・小規模保育施設等物価高騰対策補助金	2,100
		3 広域入所委託事業費（物価高騰関連）	386
		通信運搬費	10
		郵便料	10
		補助金	376
		広域入所副食費等無償化事業補助金	376
18 負担金補助及び交付金	1,434	1 へき地保育所運営事業（物価高騰関連）	1,434
		補助金	1,434
		へき地保育所副食費等無償化事業補助金	1,034
		へき地保育所物価高騰対策補助金	400
12 委託料	2,737	1 生活保護総務一般経費	2,737
		委託料	2,737
		生活保護システム等改修委託料	2,737
10 需用費	1,300	1 治山林道費一般経費	1,300
		修繕料	1,300
		施設修繕料	1,300
18 負担金補助及び交付金	3,000	1 その他商工業振興事業	3,000
		補助金	3,000
		新規事業展開応援補助金	3,000
1 報酬	1,601	1 社会教育総務一般経費	2,034

3 款 民生費 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 10 款 教育費

(款) 10 教育費
 (項) 5 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	6	保健体育費	385,144	66,200	451,344	66,200	
	3	学校給食費	36,316	66,200	102,516	国庫支出金 66,200	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	136	会計年度任用職員報酬	1,601
		会計年度任用職員手当	136
4 共済費	295	会計年度任用職員共済組合負担金	114
		社会保険料等	181
8 旅費	2	社会保険料	166
		雇用保険料	15
		会計年度任用職員費用弁償	2
10 需用費	96	1 学校給食無償化事業（物価高騰）	66,200
		消耗品費	96
18 負担金補助 及び交付金	66,104	補助金	66,104
		学校給食無償化事業補助金	66,104

10款 教育費

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(347) 302人	千円 448,791	千円 1,137,461	千円 732,600	千円 2,318,852	千円 450,411	千円 2,769,263	
補正前	(345) 302	446,690	1,137,461	732,164	2,316,315	450,038	2,766,353	
比較	(2) 0	2,101	0	436	2,537	373	2,910	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当の内訳	区分	時間外勤務	期末
		千円	千円
	補正後	120,931	293,503
	補正前	120,631	293,367
比較	300	136	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(11) 302人	千円 0	千円 1,137,461	千円 685,165	千円 1,822,626	千円 373,711	千円 2,196,337	
補正前	(11) 302	0	1,137,461	684,865	1,822,326	373,711	2,196,037	
比較	(0) 0	0	0	300	300	0	300	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当の内訳	区分	時間外勤務
		千円
	補正後	120,931
	補正前	120,631
比較	300	

イ. 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(336) 0人	千円 448,791	千円 0	千円 47,435	千円 496,226	千円 76,700	千円 572,926	
補正前	(334) 0	446,690	0	47,299	493,989	76,327	570,316	
比較	(2) 0	2,101	0	136	2,237	373	2,610	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当の内訳	区分	期末
		千円
	補正後	47,435
	補正前	47,299
比較	136	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	千円 436	千円 その他の増分	千円 その他増分 436	

議第 4 4 号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年見附市条例第 2 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

見附市長 稲 田 亮

工 事 名	変 更 契約金額	変 更 前 契約金額	契約の相手方	内 容
建工第 1 4 号 見附駅周辺整備 （駐輪場改修） 工事	円 255, 137, 300	円 228, 094, 900	見附市柳橋町 266 番地 21 株式会社 吉田建設見附 支店	駐輪場改修 主要用途：休憩・プレイス ペース、自転車駐車場 工事種別：改修工事 構造・規模：鉄骨造一部木 造・地上 2 階建て 建築面積：284.06 m ² 延床面積：514.35 m ² 建築撤去・改修工事 一式 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式 増工に伴い、工事日数を 180 日間付与し、完成期限 を令和 6 年 1 月 30 日とす る。

議第45号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年見附市条例第26号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

見附市長 稲田 亮

品名	契約金額	契約の相手方	契約の方法	内容
品第1号 消防ポンプ自動車（CD-I型） 購入	円 47,718,000	長岡市稲保4丁目713番地2 船山株式会社	制限付 一般競争入札	消防ポンプ自動車（CD-I型） 1台

議第46号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名 山田 久栄

住所 見附市名木野町

生年月日

令和5年6月9日提出

見附市長 稲田 亮

議第 4 7 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 三 沢 孝 喜

住 所 見 附 市 小 栗 山 町

生年月日

令和 5 年 6 月 9 日 提出

見附市長 稲 田 亮

議第 48 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 櫻井 政志

住 所 見附市下鳥町

生年月日

令和 5 年 6 月 9 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 49 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 高橋 行雄

住 所 見附市杉澤町

生年月日

令和5年6月9日提出

見附市長 稲 田 亮

議第50号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 関谷 常夫

住 所 見附市上新田町

生年月日

令和5年6月9日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 1 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 渡邊 和明

住 所 見附市本明町

生年月日

令和 5 年 6 月 9 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 2 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 小林 平仁

住 所 見附市宮之原町

生年月日

令和 5 年 6 月 9 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 3 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 小杉 義光

住 所 見附市椿澤町

生年月日

令和 5 年 6 月 9 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第54号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 齋藤 高央

住 所 見附市下関町

生年月日

令和5年6月9日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 5 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 齋藤 義夫

住 所 見附市速水町

生年月日

令和 5 年 6 月 9 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 56 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 三本 友子

住 所 見附市福島町

生年月日

令和 5 年 6 月 9 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 7 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 佐藤 徹

住 所 見附市小栗山町

生年月日

令和 5 年 6 月 9 日提出

見附市長 稲 田 亮